

町田ターミナルプラザ市民広場利用案内

町田ターミナルプラザの施設概要

名称	町田ターミナルプラザ
所在地	町田市原町田 3-1-4
建設年	1983（昭和 58）年
施設	1 階：バスターミナル 2 階：市民広場、店舗、駐輪場 3～6 階：自動車駐車場

市民広場の使用可能面積・時間、使用料

	面積	使用料
A 区画	44㎡	1,150円/時間
B 区画	155㎡	4,050円/時間

- ・使用可能時間は、午前9時～午後9時（準備及び片付け時間を含む）です。
- ・使用料の支払いは、原則前払いです（納付期限は納入通知書に記載）。
- ・使用の取消及び返金は、使用日の 15 日前までです。それ以降は返金できません。

申込み手続き

① 空き状況の確認

この利用案内を良くご確認のうえ、利用をご希望の場合は、空き状況について電話でお問い合わせください。お申込みいただける場合は、手続きが完了するまでの間、仮押さえいたします。仮押さえは先着順で受け付けます。

【問合せ先】町田市経済観光部産業政策課 042-724-3296
（午前8時30分～午後5時）

② 市へ使用申請書を提出する

「町田市町田ターミナルプラザ市民広場使用申請書」に必要事項を記入し、遅くとも使用日の2週間前までに市へ郵送、FAX又はメールで提出してください。その際、市民広場のレイアウト図や、企画書等の資料を添付してください。使用したい備品がある場合は、備品借用申請書も添付してください。

【提出先】〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 町田市経済観光部産業政策課

③ 市から使用承認書と納入通知書が届く

市で審査後、町田市町田ターミナルプラザ市民広場使用承認書と、納入通知書（請求書）が届きます。納付期限（原則使用日の前日）までにお支払いください。

④ 詳細な企画書やタイムスケジュールを提出する

使用申請書に添付した企画書よりも詳細なタイムスケジュール等が準備できる場合は、使用日の1週間前までに市へ郵送、FAX又はメールで提出してください。

イベント内容の制限

- ・飲食系イベント、動物系イベントは原則不可（ただし、周辺店舗の了解があれば可）
- ・音楽系イベントは音量制限あり（音響を使用する際、音量は規制基準に留意し、周辺に配慮をもって使用すること）。大きな振動を伴う太鼓等は不可
- ・その他、通行人等の迷惑となり、又は危害が及ぶようなイベント、火気を伴うイベント等は不可

物品搬出入

- ・専用の搬出入口はありません。上階の駐車場は利用できますが、エレベーターはなく、階段での物品搬出入となります。
- ・1階バスターミナルへの車両進入は、一時的であってもできません。
- ・ミーナ町田内のエレベーターは、一般のお客様が利用するエレベーターのため、台車を利用しての物品搬出入は厳禁です。

レイアウト、物品設置、片付け等の注意

- ・会場は、バスターミナルへの通路でもあるため、通行人等の導線に配慮すること。
- ・点字ブロック上へ什器物品等を設置しないこと。
- ・ターミナルデッキは道路のため、はみ出さないこと。
- ・看板、パネル等は、周辺店舗に配慮し、店舗等を隠すことがないように設置すること。
- ・既設のちびヒロ（人工芝・サイドガード・丸テーブルと椅子5セット）は、不要であれば所定の倉庫にしまい、終了後に元の場所（3ページ目参照）に戻すこと。
- ・既設のちびヒロをそのまま、または移動して使用しても良い。ただし人工芝・サイドガードは土足厳禁とする。終了後に元の場所（3ページ目参照）に戻すこと。
- ・使用日が複数日にわたる場合でも、使用日毎に物品等を撤去し、広場内に残さないこと。

備品、電源

- ・借用可能な備品があります（別紙参照）。
- ・電源使用可（100V・15A×2口）。

その他

- ・ごみは必ず持ち帰り、汚損等がある場合は原状回復を行うこと。
- ・動員客数が多い場合は、警備員等を配置すること（施設側では人員整理は行いません）。
- ・イベント実施にあたっては、主催者において十分な安全配慮を行うこと。イベント中に発生した事故・怪我等について施設側では責任を負いかねます。
- ・イベント実施にあたっては、現地管理事務所の指示に従うこと。
- ・事前告知ポスターの掲示が可能です（先着順）。

【問合せ・申込み先】

町田市経済観光部産業政策課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話番号：042-724-3296

FAX：050-3101-9615

ちびヒロ 元の場所（終了後にこの状態にしてください）

全体図



人工芝の位置



できる限り点字ブロックとの間を空けてください

丸テーブル
椅子の位置

